

## 令和7年第2回ニセコ町議会定例会 第4号

令和7年3月14日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 1-2 承認第 1号 議件の撤回について
- 2 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
- 3 議案第 2号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）
- 4 議案第 3号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）
- 5 議案第 4号 指定管理者の指定について（ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター）
- 6 議案第 5号 普通財産の無償貸付について（旧宮田小学校屋内体育館）
- 7 議案第 6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 8 議案第 7号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第10号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 12 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第12号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 14 議案第13号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第14号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 16 議案第15号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 17 議案第16号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 18 議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 19 議案第18号 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 20 議案第19号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
- 21 議案第20号 ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 22 議案第21号 ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

- 23 議案第22号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 24 議案第23号 令和7年度ニセコ町一般会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 25 議案第24号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 26 議案第25号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 27 議案第26号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 28 議案第27号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 29 発議第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 30 発議第2号 ニセコ町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 31 発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例
- 32 議案第28号 請負契約の締結について  
(公営住宅(新団地1号棟他)建設工事(建築主体工事))
- 33 議案第29号 請負契約の締結について  
(ニセコ高等学校寄宿舎建設工事)
- 34 議員派遣の件について
- 35 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 36 閉会中の所管事務調査の申し出について  
(総務・産業建設常任委員会)
- 37 議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉  |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊原 龍 弥  |
| 5番 前原 孝 植 | 6番 小松 弘 幸  |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三  |
| 9番 篠原 正 男 | 10番 青羽 雄 士 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 |   | 長 | 片 | 山 | 健 | 也 |
| 副 | 町 | 長 | 山 | 本 | 契 | 太 |
| 会 | 計 | 者 | 藤 |   | 志 | 伸 |
| 総 | 務 | 長 | 福 | 村 | 一 | 広 |
| 総 | 務 | 参 | 森 |   | 玲 | 子 |
| 消 | 防 | 室 | 黒 | 瀧 | 敏 | 雄 |
| 企 | 画 | 長 | 桜 | 井 | 幸 | 則 |
| 企 | 画 | 参 | 阿 | 南 | 孝 | 宏 |
| 税 | 務 | 長 | 鈴 | 木 |   | 健 |
| 町 | 民 | 長 | 富 | 永 |   | 匡 |
| 保 | 健 | 長 | 重 | 森 | 省 | 宏 |
| 農 | 政 | 長 | 中 | 川 | 博 | 視 |
| 農 | 業 | 局 |   |   |   |   |
| 農 | 政 | 参 | 長 | 田 | 陽 | 介 |
| 国 | 営 | 室 | 石 | 山 |   | 智 |
| 商 | 工 | 長 | 馬 | 渕 | 由 | 香 |
| 商 | 工 | 参 | 三 | 上 |   | 進 |
| 都 | 市 | 長 | 橋 | 本 | 啓 | 二 |
| 上 | 下 | 長 | 石 | 山 | 康 | 行 |
| 総 | 務 | 長 | 佐 | 木 | 一 | 茂 |
| 財 | 政 | 長 | 浅 | 井 | 理 | 登 |
| 教 | 育 | 長 | 片 | 岡 | 辰 | 三 |
| 総 | 合 | 長 | 淵 | 野 | 伸 | 隆 |
| 総 | 合 | 参 | 阿 | 部 | 信 | 幸 |
| 学 | 校 | 長 | 三 | 橋 | 公 | 一 |
| こ | ど | 長 | 齊 | 藤 |   | 徹 |
| 代 | 表 | 員 | 佐 | 竹 | 三 | 郎 |
| 農 | 業 | 長 | 荒 | 木 | 隆 | 志 |

○出席事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 加 | 藤 | 紀 | 孝 |
| 書 |   |   | 記 | 佐 | 藤 | 秀 | 美 |

開議 午前 10 時 05 分

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、木下裕三君、9番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第1—2 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第1—2、承認第1号 議件の撤回についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしくお願いをいたします。ただいま議長からお許しをいただきましたので、005の71ページに提案させていただきました議案第21号、005のページ番号71、議案第21号 ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、この条例案を議会に提案させていただきましたが、条例案の内容に不備があり、大変申し訳ないのですが、修正をして、再度提案させていただきたいというふうに考えておりますので、議会の皆さんには大変ご迷惑をおかけしましたが、条例案について撤回のほうご承認くださいますようお願いを申し上げます。ひとえに内容につきましては私の確認ミスで、今回議会に大変ご迷惑かけましたこと心からおわびを申し上げ、また改めて整理をして、提案させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） お諮りします。

ただいま議題となっています承認第1号 議件の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） どのような内容でミスがあったのでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 条例案の提出ということで、毎回条例案については住民参加の手続ということで、このような形でという、実施をしましたという形で報告をさせていただいております。今回の条例については定住促進住宅、これについての条例ということでございますので、条例案の提出に当たっては住民参加を要しないということでご報告をさせていただきましたが、これについては短い時間でございますが、きっちりと住民参加の中で条例案の審議をさせていただいた上で再度提出すべきだということで判断をさせていただきましたので、そのような形で改めて提出をさせ

ていただきたいという旨で撤回をさせていただきたいということでございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） すみません。再質問させていただきます。

ちょっと返答が理解できなかったのですがけれども、撤回した理由、箇所を具体的に教えていただきたいのですがけれども、よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 条例案の内容についての全般的な見直しと、それから住民参加の中での意見をお聞きした上で再度ご提案申し上げたいということで全般的な見直しをさせていただきたいと考えております。

○5 番（前原孝植君） 了解しました。

○議長（青羽雄士君） これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号の議案の撤回については、これを承認することに決しました。

#### ◎日程第2 議案第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第2、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第2、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今回委託期間が5年から10年に延びたということで、ちょっと長期にわたっているなというふうに感じます。それで、契約条項の中で例えば5年に1回見直しをするだとか、それから点検をしていくだとかという、そういう規定を設けてはいないのかどうかと。ただ、今契約して、10年後に切れてというような流れではなくて、そういう日々点検ですとか、それからお互いに見直しなども十分意思疎通を図って運営するのが大事だというふうに考えますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） おはようございます。篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

見直しの件なのですが、条項には今のところ入れ込んではいないのですけれども、綺羅乃湯に関してはこれまでの実績、皆さんご存じのとおり、優良な会社として指定管理者選定委員会の中でも問題ないということで10年間、今回上げさせていただきました。また、その中でも毎年議会のほうにも中身ですとか業績内容を報告させていただく中で検討させていただきたいなと思ってございます。条項のほうには今のところ盛り込むことは予定してはいないのですけれども、ちょっとそういったことが、今後打合せの中で条項を盛り込むことに関して検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからも。

今課長のほうから申し上げたとおり、業績としてはということでは問題ないのかなと思っているということと優良な管理を常にしていただいているという信頼感が高い会社であるというふうに考えております。そのために10年間ということで延ばさせていただきましたが、6月議会でもその実績を報告させていただくということもありましたけれども、同時に町からも取締役として私のほうも参加させていただいて、その辺のところについては内容の適正な管理という部分についてはしっかりと監視、対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第4号 指定管理者の指定について（ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 指定管理者の指定について（ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、議案第5号 普通財産の無償貸付について（旧宮田小学校屋内体育館）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。



これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 普通財産の無償貸付について（旧宮田小学校屋内体育館）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第7号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（青羽雄士君） 日程第10、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（青羽雄士君） 日程第11、議案第10号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（青羽雄士君） 日程第12、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第12号

○議長（青羽雄士君） 日程第13、議案第12号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第13号

○議長(青羽雄士君) 日程第14、議案第13号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（青羽雄士君） 日程第15、議案第14号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（青羽雄士君） 日程第16、議案第15号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 ニセコ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第16号

○議長（青羽雄士君） 日程第17、議案第16号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第17号

○議長（青羽雄士君） 日程第18、議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第18号

○議長（青羽雄士君） 日程第19、議案第18号 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例



の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（青羽雄士君） 日程第20、議案第19号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

8番、木下議員。

○8番（木下裕三君） 今回景観条例の改正ということで、結構重要な改正がされたなという印象を受けております。今回意見募集した中で8件あったということで、これは町民の方々も非常に关心高いということなのかなというふうに思っています。その中でちょっと僕1点気になったものがあるので、これ意見の中で掲示すべき文字や文章への規制も必要ではないか、これ屋外広告に関してなのですけれども、特に性的な印象を与える文言に対する規制を検討すべき、ほかにも過度な暴力的な表現や差別的な表現を制限する必要があるというご意見が来ておりました。これに関してまずどのように回答されたかというのを伺います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

現行の条例では確かに内容を規制するものがなくて、大きさとか面積、あと高さとか、その辺の規制はあるのですが、今回の条例の改正に伴いさらに景観条例の施行規則のほうの第33条のほうに2つ追加させていただきました。一つが表示内容が公序良俗に反しないこと、つまりモラルに反しないことと、あともう一つが公衆に対して不快の念を与えないことという文言を追加しました。この2つになります。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） その回答の中で僕が気になったのは、公衆に対して不快の念を与えないことというふうにあるのですが、不快の感じ方というのは人によって結構変わるのかなというふうに思っていて、この辺りの何か基準みたいなものをお考えあればちょっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 木下議員の再質問にお答えします。

その辺に関しては、人の主観によるものが確かに多いと。大きくあると思います。その辺に関しては、都市建設課の内部でも協力し合って、その辺本当にそれが公序良俗に反しないものなのかどうかを厳正に審査していきたいと考えておりますので、答えになっているかどうか分かりませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 加えて私のほうから。

例えばそれが何か相当過大になるですとかいう状況がある場合は、都市系の審議会ですとか、それからそこに設ける専門部会ですとかいう形もありますし、何をもってということを決め打ちにすることはできないとは思いますが、皆さんのご意見を聞く中でいわゆるニセコの常識を導き出していただいて、その中で場合によっては1件1件ということになるのだと思いますけれども、そこで判断をさせていただくということかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第20号

○議長（青羽雄士君） 日程第21、議案第20号 ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号 ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第21号

○議長（青羽雄士君） 日程第22、議案第21号については、先ほどの承認第1号により撤回されましたので、報告いたします。

#### ◎日程第23 議案第22号

○議長（青羽雄士君） 日程第23、議案第22号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号から日程第28 議案第27号

○議長(青羽雄士君) 日程第24、議案第23号 令和7年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第28、議案第27号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで5件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、斉藤うめ子君。

○予算特別委員長(斉藤うめ子君) 予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第23号、2025年、令和7年度ニセコ町一般会計予算から議案第27号、2025年、令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算までの5件については、3月10日及び11日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は全議員で構成されていることから、審査の概要と結果は簡潔に報告いたします。

まず、一般会計の総務費から労働費の審査では、情報システム関係経費やデマンドバスの運行事業、まちづくりのための各種委託業務や補助事業、安全運転管理サポートシステム、また高齢者の福祉サービス、介護福祉施設の設備更新のほか、ごみ処理対策や公共施設の太陽光発電設備などについて質疑がありました。

農林水産業費から土木費の審査では、鳥獣被害への対策や集約草地の管理、地域林業会社の事業、また物価高騰対策や地域交通実証運行事業、ニセコ観光振興の方向性など商工観光全般のほか、公営住宅建設工事や除雪費などについて質疑がありました。

消防費から各特別会計企画関係の審査では、高校寄宿舎の建設や校舎改修を含めたニセコ高校改革について、また文化、体育施設の改修や各種スポーツの振興事業のほか、幼児センターなどの教育機関を含む役場全体の職場環境などについて質疑がありました。

また、予算案全体については、町から示された中長期の財政見通しも審査の参考となりました。

採決は起立で行い、一般会計については反対、賛成討論後、賛成多数により、特別会計及び公営企業会計については全会一致によりそれぞれの原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長(青羽雄士君) 委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略いたします。また、討論については議案第23号の一般会計予算を除き、予算特別委員会での討論がないため、省略いたします。

これより議案第23号 令和7年度ニセコ町一般会計予算の討論に入ります。

委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに反対の討論の発言を許します。

5番、前原議員。

○5番(前原孝植君) 議案第23号 令和7年度ニセコ町一般会計予算、予算特別委員会の報告であった内容なのですが、今回この予算、ニセコ町では過去最大の104億円となっております。全国からもかなりの注目されております。ユーチューブの動画では、もう既に200万再生以上されており、今後数か月にわたりこの可決に関しては日本全国の人々が疑義を申すでしょう。ニセコ町、片山町長に関しては安芸高田市の石丸元市長、東京都知事選で2位を取った、160万票を取った石丸

氏が片山町長に対しても説明責任を果たせと疑義を申ししております。今回に関してこの予算が可決となれば、私たち議会側は、議員側も個人名が出ますので、その覚悟を持って可決に回るような気持ちで採決に挑んでください。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

高木議員。

○３番（高木直良君） ただいまの予算特別委員会の報告について賛成の立場で意見を表明します。

予算特別委員会での採決の結果採択された令和７年度一般会計予算案の本会議での採決に当たり、賛成の意見を述べます。委員会では、各種の項目に関しての質疑が報告のとおり真剣に交わされました。予算案の104億円という外形上の規模拡大への危惧や大都市の自主財源比率との比較、今後の地方債残高増加などから反対の意見も出されました。執行部からはこれから９年先までの財政シミュレーションや６年間の起債計画が示され、単年度の予算案への不安にも対応する資料も示されました。これらを基に特別委員会では討議をいたしました。私は、新年度予算案にはハード面でもソフト面でも重要な事業がたくさん詰まっており、来年度だけではない、中期的に町民生活や事業に効果をもたらす内容があるということを評価し、賛成したいと思います。

さて、私は来時期、令和７年度は町政運営上いろいろな意味で胸突き八丁、正念場を迎える年度になると思います。それだからこそ、これを執行していく職員の皆さんは町内外からの様々な声にも真摯に対応し、地域や世代の違いを超えて、分断ではなく相互理解を前提に、とりわけ庁舎内での意思疎通や率直な議論を行うことのできるスキルとマインドを育ててほしいというふうに思います。ニセコ町職員でよかったと言える町民のための仕事と職場づくりをこれから進めていくということを切に要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。職員の皆さんも町政に関わる全ての皆さんが団結して頑張っていくという、そういう予算になるように希望いたします。

このことを最後に述べまして、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

○５番（前原孝植君） はい。反対の……。

○議長（青羽雄士君） １人１回だけだね。できません。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 令和７年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第29 発議第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第29、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 発議第1号について委員長報告をいたします。

令和7年3月5日の本会議において当委員会に付託されました発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案については、3月6日、全委員出席の下、総務常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告します。

意見書案は、現行の刑事訴訟法に再審のルールが言わば存在しない状態となっていることを指摘し、これに関する再審規定の法改正を国に求める内容であり、妥当なものです。

よって、これを採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより発議第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案の件を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第30 発議第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第30、発議第2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号 ニセコ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第31 発議第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第31、発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第3号 ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第32 議案第28号から日程第33 議案第29号

○議長（青羽雄士君） 日程第32、議案第28号 請負契約の締結について（公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事））の件から日程第33、議案第29号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校寄宿舎建設工事）の件まで2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 改めましておはようございます。今日はよろしくお願いいたします。



ファイルナンバーの302でございます。302をまずお開きいただいて、2ページ、タブレットでいくと4分の3ページとなっているところでございます。日程第32、議案第28号、追加、請負契約の締結について（公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事））、こちらをご説明をさせていただきます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事）。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、3億2,208万円。

契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

令和7年3月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件は、予定価格が5,000万円を超える工事というため、議会の議決を要する契約となっております。こちらは町営プール向かいの団地でございますして全体で1号棟7戸、それから2号棟9戸、計16戸の住宅及び集会所の建設を予定しているというものでございます。今回は、現在建設中の2号棟に続き、1号棟7戸、これを建設をいたします。内訳は少人数用の1LDK5戸、それから世帯用の3LDK2戸でございますして、既存公営住宅のミスマッチによる住替え居住を優先する予定でございます。2月4日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者、このうち工事実績を考慮して、ニセコ町の事業者4社、それから倶知安町の事業者3社、計7社を指名いたしました。3月12日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が3億1,500万円、最低額が2億9,280万円となりまして、ニセコ町の株式会社浦野工務店に落札したというものでございます。工事の工期については、議決の後、令和8年3月23日までを予定をしております。こちらの建設には、国の社会資本整備総合交付金、これを活用するという予定でございます。

議案の第28号に関する説明は以上でございます。

続きまして、次のページでございます。日程第33、議案第29号、追加、請負契約の締結について（ニセコ高等学校寄宿舎建設工事）、こちらを説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記、契約の目的、ニセコ高等学校寄宿舎建設工事。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、12億3,585万円。

契約の相手方、浦野工務店・WELLNEST HOME・本間商店・北海建業特定建設工事共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

令和7年3月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件は、予定価格がこちらでも5,000万円を超えるということで議決を求めるものでございます。こちらは町民グラウンドに建設するニセコ高校新寮、これの建設工事でございますして、ユニット式居

室のほか個室を備え、全体で寮生68人分と管理人室、これは3部屋分でございますが、これを含む寮の建設を行います。本件は、学識経験者を含む優先交渉権者選定委員会、こちらの審査による選定を受け、E C I方式での発注による公募型プロポーザルにおいて浦野工務店・WELLNEST HOME・本間商店・北海建業特定建設工事共同企業体、これに決定し、これまで実施設計段階から施工事業者による技術提案等を受け入れまして、設計事業者と共に工期の短縮、それからコストの縮減のための協議を進めてきたものでございます。2月18日に指名選考委員会を開催し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、こちらの規定に基づき1社による見積合わせを行うことといたしました。3月12日に見積合わせを行った結果、消費税抜きで11億2,350万円となりまして、浦野工務店・WELLNEST HOME・本間商店・北海建業特定建設工事共同企業体、こちらに決定したものでございます。工事の工期については、令和7年4月1日から令和8年3月10日まで、これを予定してございます。

議案第29号につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第28号 請負契約の締結について（公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事））の質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） こちら、交付金の割合を教えてください。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 前原議員の質問にお答えいたします。

交付金は社会資本整備総合交付金なのですが、50%となっております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） こちらの公共住宅なのですけれども、ニセコ町はもう既に公共施設に関しては4割ほど公共住宅を設けております。今後今既存にある公共住宅の修繕費プラスこれからこの建物の将来的修繕費もかさみます。それに対し、支払いに関しての借金の返済、利子返済もろもろあるに当たって、こちら果たして本当に必要なものかどうかというのをもう一度審議していただくことは可能でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今請負契約という形で事務を進めてまいりまして、これまでご説明した内容で前回も含めてここでご審議をいただき、そのところで私どものご説明をさせていただいたというところでございますので、内容をご理解いただいて、可決をいただければというふうに切にお願い申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。よろしいでしょうか。

これより議案第28号 請負契約の締結について（公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事））の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校寄宿舎建設工事）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） こちらの件に関しても国の補助金等々が入っておりますが、これが一般財源で賄うかどうか、まだどの財源で賄うかというのが決まっております。に対して、工期に関してなのですが、教育長が、懇談会にてご説明があったように、工期が17か月から12か月というような要望を契約の相手方にされたと思うのですが、そちらに参加されていたWELLNESTHOMEの代表の方がかなりその工期に対して苦言を申しておりました。この短い工期に当たって仮に事故が起こったりした場合は、どこに責任の所在があるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず私のほうから財源のお話についてということで。これは、令和7年度の予算について皆様から真摯にご審議をいただき、可決いただいたということでございますが、過疎債をもって実施をするということで、令和7年度予算については決定をいただいたところでございます。なお、これに当たっての補助金申請というのも並行して実施をさせていただいておりますので、これについては何とか獲得すべくということで対応させていただいているところでございます。

以上が財源の部分ということでございます。

（何事か声あり）

何度もすみません。今過疎債でということでお話をさせていただきましたが、申請をしている最中の補助金については50%ということでそういう部分なので、この補助金が獲得できましたら、また改めて補正をさせていただくということになりますが、その際はかかる費用の半分が補助金、残

りの半分を過疎債という形で実施をするということになろうかと存じます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 工期が短い中ということでお話しいただきました。確かに基本設計の段階から実施設計に至る中で、工事発注については議員ご指摘のとおり公共を圧縮するという形で事業をやらせていただくことにしております。先ほど副町長からの説明にありましたように、4月1日から来年3月10日までということで工事を進めるということで予定してございます。見積合わせさせていただいて、その前にE C I方式で入っていただいている、実施設計をやっている中でもともにやっていただいたということで、今回は来年3月10日までの工期の中でも何とかできるということでの見積合わせに参加いただいたということで考えておりますので、工期については大丈夫かなというふうに考えているところでございます。事故あったらということですが、それぞれの事業者さんが工事に入るに当たっての保険に入ってもらえるというふうに考えていますので、そちらのほうの対応になるかと思えます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

こちら、国の補助金のほうは理解させていただきました。ただ、過疎債についてなのですが、これも、これ本当に僕のちょっと素人的発言なのですが、過疎債というのが必ず使えるものなのではないかというところが1点。もし使えないことが仮にあった場合どうするのかというのをお聞かせください。なぜかといいますと、賃料といいますか、新寮に入るための賃料、学生から賃貸料を得ることになるので、これが収益性の建物に該当するのかというようにところに少しでも触れるのかなという心配がありました。

もう一つなのですが、今回の新寮に関しての発注、納期に関してなのですが、こちら納期の短縮は執行部側からお願いしているものです。に対して、受けていただいたのは受けていただいたのですが、仮にこちら、事故の件は了承しました。納期の件を次お聞きしたいのですが、納期が4月の学生が入られるときまでに間に合わなかった場合、納期に間に合わなかった場合に対して例えば起こる損害費用といいますか、ではそれに対してどのような責任を持つのか、執行部がそれに対して負わなければいけない金額なんていう契約になっているのか、それとも施工の会社のほうがそれに関しては支払い義務が発生するのかお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず、私のほうから過疎債の関係についてご説明させていただきます。

過疎債については、今後国と協議をさせていただいて、最終的に過疎債の借りる金額を決定していくわけですが、その際に様々な議論をして、過疎債が認可されれば間違いなく、国から交付税の分は入ってくるということでございます。また、削られる可能性も若干なきにしもあらずですが、その分は全体の調整の中でする形になるかと思えますので、過疎債については今のところニセコ町においては特に問題に、支障となるような障壁はございませんので、申請どおり通るのではないかとこのように認識しております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 後半のほうの間に合わなかったらということのご質問のところにお答えしたいと思います。

今回請けていただいたので、何とか間に合わせてほしいという気持ちではいるのは大前提なのですけれども、もし仮に何らかの理由で間に合わないということが起きた場合には、契約の約款上違約金が発生するということになるかと思いますので、事業者さんのほうで持っていただくということになるのが原則かと思います。ただ、その内容ですとか、それぞれケース・バイ・ケースということもあり得ますので、その辺は事業者さんとは都度そういうことが起きたとしたら協議はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） あとは工期の短縮という部分で1年間で本当に大丈夫かというところのご心配をいただいているというところでございます。確かに短い工期ということで、大変なことは大変でございます。それがゆえに債務負担行為を皆様に可決をいただいて、4月に入りましたらすぐに工事に着工できるような、そのような準備でまず短縮をさせていただいていると。一般的には予算が可決され、4月に入ってから業者選定をして、発注をかけて、それからいよいよ工事が始まるというのが一般的な状況でございますが、それを前倒しでできるようにということで、ECI方式を導入させてもらった上で、皆様から債務負担行為をご承認いただいて、今実施しているということが一つ、それからもう一つはニセコ町内の工事においては一般的には冬期間休業といいますが、工事を行わないということがあり得るわけですが、冬期間でも内装を含めた工事ができるような段取りを組んで、2か月なり3か月なり、これらを冬期の作業も内装の実施ができるということで段取りを組んでいただいてやっているということ、やろうとしているということ、それから人員の部分、これらについてもニセコ、北海道内でなかなか人員の確保というのが難しいところをこの共同企業体の中で何とかそれらのめどをつけたと、つけるというようなことで相当にご苦労もおかけしているところでありますが、子どもたちのための新寮ということで熱意を持って今実施させていただくことを聞いておりますので、その辺のところで工期についてもご理解をいただきたいと存じ上げます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校寄宿舎建設工事）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第34 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第34、議員派遣の件について議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

#### ◎日程第35 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第35、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎日程第36 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第36、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 22 分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程追加の議決

○議長（青羽雄士君） 追加日程があります。資料番号000の5の追加日程を御覧ください。町長から議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件が提出されました。

資料番号000の5、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

議案第30号について日程に追加し、追加日程第37として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎日程第37 議案第30号

○議長（青羽雄士君） 日程第37、議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） タブレットの番号はよろしいでしょうか。それでは、早速の令和7年度の補正ということで、日程第37、議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算、こちらについて説明をさせていただきます。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ954万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,954万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

次の4ページの第1表、そこから6ページまでというのは、記載のとおりということでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額は合計で954万円でございます。財源のそ

の他として、広域連合からの受託収入、こちらが800万円、一般財源が154万円でございます。

それでは、8ページの歳入からということで、まず8ページ、今回の事業の歳入については、20款1項1目1節の前年度繰越金154万円、こちらを活用することが一つ、それから次のページ、9ページでございますが、21款4項2目後志広域連合受託事業収入、2節の包括的支援事業・任意事業受託収入800万円、これをあてがって賄うということでございます。

続きまして、次のページの歳出でございます。10ページです。3款1項2目老人福祉費、12節の生活支援体制整備事業受託料800万円、こちらは町からの委託によりニセコ町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター1名、これを配置するというものでございます。コーディネーターの役割は、地域ニーズを把握し、福祉サービスを発掘すること、また福祉を必要とする人に適切な事業者紹介や関係機関につなぐこと、そして関係機関等による協議会への参画を通じて福祉に関する情報を町内で共有していくことなどでございます。このコーディネーターの設置により、これらを通じて住民や関係機関と一緒に地域全体で高齢者の社会参加、それからサービス強化などを促進するということを目的としてございます。予算の内訳は、町からの委託料としてコーディネーター1名分の人件費550万円、パソコンなどの事務環境整備で32万7,000円、外部アドバイザーへの委託で145万円ということで見込んでございます。その下、18節でございますが、18節の広域連合負担金154万円、コーディネーター設置に当たり広域連合から800万円の事業受託収入を歳入をいたしますが、同時に当該事業実施に当たり800万円の19.25%に当たる154万円、これを事業実施の負担金として広域連合に改めて支出をするという予算でございます。

最後に、この補正につきましてはファイルタイトルの999—6の補正予算資料ナンバー2、議案第30号、これをご用意し、変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳、これを3ページにわたってまとめてございます。こちら審議のご参考としていただきたいと存じます。

議案第30号に関する提案理由の説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午前11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 社会福祉協議会のほうにコーディネーター1名を設置する予定なのですが、このアドバイザーはどちらのほうから来られるのかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

現在こちらの委託業務のほうの内容のまた精査をちょっと詰めている段階なのですが、新



たに支援が必要な人方にアプローチをかけていくという新しい形の事業を進めるということで、それどういう形で進めればいいのかとかということを助言してもらうアドバイザーを業務の中に入れていくということでございまして、アドバイザーにつきましては今選定中でありまして、本州のほうからの専門家を呼ぶのか、もしくはもう既に生活支援コーディネーターを導入している山麓の町村もありますので、そちらで実践されている方に来てもらって、業務の内容、もっと具体的な話を聞くとかということところただいまちょっと精査中ですので、アドバイザーにつきましてはこれからもうちょっと煮詰めていくという状況でございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 同じような内容なのですけれども、こういうコーディネーターの場合、例えば資格とか経験とか、そういう何らかの要件があるものなののでしょうか。今のご回答だと、一定の経験者というふうにお聞きしたのですけれども、何かそういう資格要件みたいなのがあるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

こちらの生活支援コーディネーターにつきましては、看護師または介護士とかの資格を持っている方が適しているということで、そういった方に就いてもらうほうがよいということで推奨されております。今社会福祉協議会のほうでも候補者のほうの選定をしている中で、そういった資格を持っている方に就いてもらうように今進めているような形でございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） コーディネーターの方というのは、常勤になるのでしょうか。

それで、対象者というのは、例えば介護認定されていない方、後期高齢者だけで700人いるのですけれども、介護認定されていない方も対象、相談に乗るとか、そういう、どこまでの範囲でコーディネートを受けられるのか。

それから、もう一つ、一般的には民生委員さんっていますよね。民生委員さんとどれだけ、すみません、違いがあるのか、ちょっとその3点だけお願いします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

今回事業で担っていただく生活支援コーディネーターにつきましては、社協のほうで常勤でついでらう想定で予算を上げさせていただいております。あと、この対象になる範囲というところなのですけれども、一応今回の事業の柱としては大きく2つありまして、まず住民に向けての、今まで介護が必要かどうかとかというところの接触ができなかった人とか、大体の人は健康なので、自分のほうから情報、申し込む人はいないと思うのですけれども、そういった形でアプローチできない方のまず掘り起こしをしようということで、その対象につきましては介護の認定されていない方も含めて、事前のところでは前もって情報提供だとかアプローチだとか、場合によっては健

康づくりのアドバイスだとかというのもできるような今まで接触できなかった方に接触していこうというのがまず一つあります。

あと、もう一つの柱としましては、今度受ける側として、今ニセコ町内にある団体だとかいろんな、福祉だけではなくて、それこそスポーツだとか、そういったところも含めて、そういったところにも生活支援コーディネーターの方が顔を売っていただいて、ちょっと運動したいのだけれどもという人とかこういう人いるよとかというのをつなぎ合わせるような、そういうネットワークづくりも、その仕事を担っていただきたいなというふうに考えております。

あともう一つ、住民の方で介護が必要な方ではなくて、逆にそういった方々をお世話してあげるボランティアとか、そういったものも掘り起こしができないかというところもちょっと柔軟に対応していただくということで考えております。

あと、民生委員さんとの違いというところなのですけども、住民だけではなくて、そういった団体だとか民生委員さんも含めて広く声かけをして、つなぎ合わせてもらうというところの仕事を進めてもらうということで考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 関連するのですが、まず社会福祉協議会に常駐させるという条件だということなのですが、その点についてまず1点目、社会福祉協議会も徐々に人が増えていって、現在の事務局スペースというか、事務スペースはかなり手狭になってきていると。その中で今回1人配置して、快適な職場空間を保てれるのかどうかというあたりはどう認識されているのかお伺いしたい。

それとまたあわせて、例えばこれは仮定の話ですけども、恐らく個人面談とか、個々の打合せとかという、そもそも秘密性といいますか、秘匿性の高い業務も一方では持っているのではないかなというふうに考えられます。そうした場合に、そういう対応できるような部屋がすぐ備わっている場所とかというのは一つの条件としてあるのかなというふうに考えます。その辺はどのように考えられているのかということと、もう一つはニセコ町が行う高齢者福祉、もしくは医療、介護等々の高齢者を対象とした事業と今回の事業がどのような関係にあるのかと。相互に密接に連携しながら進めていくというのは一般的な話なのでしょうけれども、ニセコ町が今回これを導入するに当たってその点をどのように考えられているのか、そこのところをお知らせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ありがとうございます。篠原議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会の事務所のスペースの問題のところの話なのですが、確かに社協のほうから手狭にはなっているのですよねという相談もちょっと受けたりはするのですが、今回の生活支援コーディネーターの方につきましては、事務所で仕事してもらうというよりは外のほうにどんどん出ていってもらう。また新たに介護が必要にならないように高齢者の方のところを訪問して、話を聞くだとか、団体のほうに行ってどういう活動をしているのかでマッチングできるかとかとい

うのをどんどん外に出ていってもらおうということで、事務所にいる時間というのはなるべく少ない、どんどん外に出てくださいということで活動してもらおうというふうに考えております。そのためというか、今回の予算上げた中のパソコン関係だとかも持ち運びできるノートパソコンを導入してもらって、どんどんそれで能動的に外に出てもらおうということで考えておまして、たまに事務所戻ってきたときには空きデスクを使ってもらおうという形で当面の間活動してもらおうということで想定しております。あと、事務所のほうでも荷物の配置の整理だとか、そういったところでスペースできないかなというのはちょっと社協の方と話をしておりますので、そこはもうちょっと柔軟に対応したいと思っております。

あと、面談とかの秘密を守れる相談スペースのところに付きましても、基本的には訪問して話を聞いたりとかって。場合によっては、お越しになったときに話聞く場合には町民センターのほうの談話室を借りてもらいたいということでも対応してもらえればなと思っております。

あと、既存の高齢者団体とかのところとの関係性のところなのですけども、それぞれ活動している団体だとか組織とかございますので、そういったところを横につないで、あんまり参加しなかったのだけれども、行ってみたいなというところがあればそこに声かけをするだとか、そういったところで横のつながりをもっと柔軟に対応してもらえようような関係性を築ければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点目については了解をいたしました。

2点目なのですけども、団体との関係ではなくて、ニセコ町の高齢者福祉、もしくは高齢者の介護、もしくは健康づくりというような現在行っているいわゆるニセコ町の事業と今回の事業がどのように絡み合っていくのかというあたりを教えてください。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ただいまのご質問ですが、まず今までニセコ町の役場内にある包括支援センターだとか、あとその他の福祉関係の組織だとかで会って話をできたりとか、あそこのお年寄り、こんな状況だねってつかめている方は今までと同様引き続きご案内していくとかというところなのですけども、そういった接触が今までなかった方とのつながりを、生活支援コーディネーターの方にどんどん外に出ていってもらって、話を聞いてもらって、もし何か困り事があればその団体とつなぐだとか、あと介護が必要になる前の健康づくりの行事を案内して、参加してもらおうような声かけをするだとかということで、介護が必要になる前のアプローチとかという役割も非常に大きいのかなと思いますので、まず介護が必要になる前の元気な状態を保ってもらおうというのが一つの大きな目的と、もし行ったときにこの人こういうのが必要だなというときは、そういったところに案内するだとかという、そういった役割も引き受けてもらおうというふうに考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 補足させていただきます。

我々の社会の中で孤独、孤立、ご高齢の皆さん含めて孤立させない社会をどうつくっていくかということで、現在それぞれの職場では、福祉協議会もそうですけれども、本当に回っていただいていますけれども、そういった皆さんの掘り起こしとといいますか、ネットワークというのは今正直言って脆弱であるというふうに思います。そういった個々の皆さんが孤独になって孤立しないような、そういうことの掘り起こしと各団体をつなぎ合わせる、そのことによって福祉全体の、日頃やっばり見えていないところの皆さんのご相談に乗りながら福祉全体を高めていきたい。相互扶助のまちづくりを進めていく上でのそういった基盤づくりをやっていただきたいということで、今回導入するという事になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（何事か声あり）

駄目に決まっているでしょう。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これにて令和7年第2回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士（原本自署）

署 名 議 員 木 下 裕 三（原本自署）

署 名 議 員 篠 原 正 男（原本自署）